

審査の経緯	
2015年 4月9日	第2回国文学専攻会議 所定の書類の提出が確認・検討される。 [所定の書類] 1. 学位審査請求論文の題目と目次案 1部 2. 博士論文に組み込む既発表論文の抜刷もしくはコピー 各1部 3. アピール文 1部
4月16日	第3回国文学専攻会議 博士学位請求論文を執筆できると判断。 予備論文審査委員会を設置し、主査と副査を決定する。 [予備論文審査委員会] 主査：池田三枝子 副査：近藤みゆき 副査：横井 孝
5月31日	申請者より博士学位請求論文題目が提出される。
6月30日	申請者より博士学位請求論文予備論文案が提出される。 以降、予備論文提出に向けて主査・副査と申請者が議論を重ねる。
9月30日	申請者より博士学位請求論文予備論文が提出される。
10月25日	博士学位請求論文予備論文公開審査発表会
12月17日	第20回国文学専攻会議 予備論文の合格を決定。 以降、博士学位申請論文提出に向けて主査・副査と申請者とが議論を重ねる。
1月30日	申請者より、実践女子大学学位規則第5条2項に基づき、学位請求論文の論文審査の請求がある。
2月6日	第9回文学研究科委員会 博士学位授与の申請取扱内規第3条1項に基づく学長からの諮問を受け、当該申請の受理を決定。同内規第4条と第5条に基づく学長からの付託により、審査委員会の設置を決定。 [学位論文審査委員会] 主査：池田三枝子 副査：牧野和夫 副査：横井 孝
2月20日	博士学位請求論文公開口頭試験
2月22日	第26回国文学専攻会議 審査委員会より学位請求論文を合格とする案が提出、承認される。
3月5日	第12回文学研究科委員会 博士論文審査結果報告及び判定。

論文要旨

本論文は、『万葉集』巻二の相聞部・挽歌部に収録される「大津皇子謀反事件関係歌群」について、大伯皇女を表現主体とする「大伯皇女御作歌」を中心に論ずるものである。

以下、(1)～(4)の順で本論文の要旨を記す。

- (1) 本論文が対象とする作品
- (2) (1)における研究史の問題点
- (3) (2)について考察した本論文の結論
- (4) (3)に至るまでの本論文の考察過程（本論文の構成）

(1) 本論文が対象とする作品の概要

朱鳥元年（686）10月2日、天武天皇の皇子である大津皇子が、皇太子草壁皇子に対する謀反の罪で連座者三十名余りと共に逮捕される。翌日、大津皇子は持統天皇（当時は天武天皇崩御直後により称制）から死を賜るが、連座者のほとんどは10月29日に赦される。この不自然な経緯から、大津皇子謀反事件は皇位継承をめぐる政治的な事件であり、我が子である草壁皇子の地位を脅かしかねない大津皇子の排除を目論んだ、持統天皇による策略であったと見られている。

かかる大津皇子謀反事件に関わって、『万葉集』巻二には5つの歌群が収録されている。

【相聞部所載歌】

- A 齋宮として伊勢にいた大伯皇女が、謀反決行の前に伊勢神宮を訪れた弟・大津皇子の帰京を見送って詠んだ歌。
(巻二・一〇五～一〇六)
- B 大津皇子と石川郎女が恋愛関係にあったことを示す歌。
(巻二・一〇七～一〇八)
- C 大津皇子が石川郎女との共寝を言挙げする歌と、日並皇子（草壁皇子）が石川郎女への恋情を詠んだ歌。
(巻二・一〇九～一一〇)

【挽歌部所載歌】

- D 伊勢から帰京する際に、大伯皇女が大津皇子の死を悲嘆して詠んだ歌。
(巻二・一六三～一六四)
- E 大津皇子の屍を二上山に移葬する時に、大伯皇女が悲嘆して詠んだ歌。
(巻二・一六五～一六六)

(2) (1)における研究史の問題点

かつてA～Eは事件の当事者が事実を詠んだ「実作」として捉えられてきたが、1950年代に発表された伊藤博の〈歌語り論〉以降、物語性の強い作であるとの見方が主流となっている。その際、A～Cの相聞部所載歌に『古事記』『日本書紀』に載る反乱伝承との類似点が見出されることから、A～Eは「大津皇子謀反事件関係歌群」と称され、謀反の罪で刑死した大津皇子の悲劇を語る一連の物語とされてきたのである。

ところが、挽歌部所載の大伯皇女詠D・Eには反乱伝承の踏襲としての要素を見出すことができない。にも関わらず、大伯皇女が大津皇子の同母姉であることから、姉が謀反の罪で刑死した弟の死を悼む作としてのみ解されてきた点にはいまだ考察の余地がある。

(3) (2)について考察した本論文の結論

本論文は上記の点に着目し、D・Eに『万葉集』中の他の挽歌には類例のない恋情表現が見られること、相聞部所載の大伯皇女詠Aの題詞に同母兄妹婚の禁忌侵犯を想起させる表記があること等から、A・D・Eが、本来は「斎宮・大伯皇女の悲恋物語」であったとする。

そして、斎宮・大伯皇女を主人公とする「斎宮・大伯皇女の悲恋物語」(A・D・E)と、石川郎女をめぐる大津皇子と草壁皇子との妻争いを語る「大津皇子と石川郎女の物語」(B・C)という別個の物語が、口承文芸である〈歌語り〉として存在していた段階を想定する。

その上で、大津皇子に同情的な人々によって形成されたサロンで語られていた二つの物語がそれぞれ題詞を伴う記載資料となり、それが『万葉集』巻二編纂の原資料として利用され、巻二成書化の段階で編纂者の方針により相聞部と挽歌部に配列されるに至ったと結論づける。

(4) (3)に至るまでの本論文の考察過程(本論文の構成)

本論文は上記の結論を述べるにあたり、序章・終章を含め七章十三節の構成により論を展開している。

各章の内容は以下の通りである。

[序章]

大津皇子謀反事件の時代背景と「大津皇子謀反事件関係歌群」の概要とを述べ、その研究史を分析して、「大伯皇女御作歌」における問題の所在を明らかにした。

[第一章]

「大伯皇女御作歌」A(一〇五～一〇六番歌)についての考察である。

Aには、謀反決行前に伊勢神宮を訪れた大津皇子の帰京を見送って大伯皇女が詠んだ歌であるとする題詞が付されている。しかし、題詞から切り離して歌表現のみを考察すると、一〇五番歌は共寝の後に帰る男を見送る女の切ない恋情を詠んだ歌であり、一〇六番歌は旅先の夫の無事を祈って妻が詠む「留守歌」であると見ることができる。Aは、本来謀反事件とは無関係に詠まれた恋歌が転用され、題詞が付されることにより謀反事件と関わって享受するべく仕立てられた作であるといえる。この題詞の規制により、Aは大伯皇女が同母弟・大津皇子への恋情を詠む歌へと変貌し、斎宮でありながら私幣禁断の制と同母兄妹婚という二重の禁忌を侵した大伯皇女の「禁忌を侵した恋の物語」を示す作となった。

[第二章]

「大伯皇女御作歌」D(一六三～一六四番歌)についての考察である。

Dには、大津皇子の死後、斎宮の任を解かれた大伯皇女が帰京する時に詠んだ歌であるとする題詞が付されている。当該二首には「なにしか来けむ」「君もあらなくに」の句が繰り返され、表現主体大伯皇女の後悔や徒労感が表現されている。また、一六三番歌では「神風の伊勢」の句が詠み込まれ、表現主体の自己認識が「斎宮」であることが示される。続く、一六四番歌には「見まく欲り 我がする君」の句で大津皇子への恋情が表現され、「馬疲るるに」の句で大津皇子に会うことが叶わなかった徒労感が述べられる。Dは、Aから続く物語を「斎宮・大伯皇女の悲恋物語」へと規定する役割を果たしているといえる。

[第三章]

「大伯皇女御作歌」E（一六五～一六六番歌）についての考察である。

Eには、大津皇子の屍を二上山に移葬する時に大伯皇女が詠んだ歌であるとする題詞が付されている。「二上山を弟として見る」と詠む一六五番歌は、従来、山を形見として死者を偲ぶ挽歌の類型的発想に基づく歌と解されてきた。しかし、歌表現を分析すると表現主体・大伯皇女が亡き大津皇子と共寝をしている心境にあることを示す作といえる。また、あしびを手折ろうとすることを詠む一六六番歌には、大津皇子への恋を成就させようとする表現主体・大伯皇女の心情が表現されている。死者との共寝や死者への恋の成就を望む心情は、通常であれば理解し難いが、題詞に設定される作歌の場が「移葬時」であることを踏まえると、死者と生者が共に過ごす祭式での作ならば成立しうる。Eは、大津皇子を希求しながら決定的な別離を迎える大伯皇女の姿を描き、「斎宮・大伯皇女の悲恋物語」の幕を下ろす作であるといえる。

[第四章]

大津皇子と石川郎女の贈答であるB（一〇七～一〇八番歌）についての考察である。

Bには、大津皇子と石川郎女の贈答歌であるとの題詞が付されている。しかし、題詞から切り離して男が山中で女を待つ歌であることに着目すると、山で行われた歌垣の歌の転用であると考えられる。山中での逢瀬は、歌垣の日に限り許される非日常的かつ禁忌性を帯びた行為である。そのような歌を大津皇子と石川郎女の作とするのは、二人の関係が非日常的かつ禁忌性を帯びたものであると示す意図による。Bは、大津皇子と石川郎女の恋がただならぬものであると示唆する作である。

[第五章]

大津皇子と草壁皇子の石川郎女に対する恋情を示すC（一〇九～一一〇番歌）についての考察である。

一〇九番歌には石川郎女の密通が占いで露見した時に大津皇子が詠んだ歌との題詞が付され、一一〇番歌は皇太子・日並皇子（草壁皇子）が石川郎女を思う歌との題詞が付される。皇太子との妻争いというだけでも反乱の要素が看取できるが、「大船の津守」、「大名児」という人名が詠みこまれる点に着目し、それにより喚起されるイメージを考察すると、さらに激しい王権篡奪の物語が浮かび上がる。

[終章]

第一～五章の考察を踏まえ、「大津皇子謀反事件関係歌群」は、本来「斎宮・大伯皇女の悲恋物語」と「大津皇子と石川郎女の物語」という二つの物語であり、〈歌語り〉の場で語られていたものであるとする。

その上で、「斎宮・大伯皇女の悲恋物語」が生まれた背景と二つの物語が語られていた場、及び「大津皇子謀反事件関係歌群」の形成について論ずる。

大伯皇女が〈歌語り〉の主人公となった時代背景には、首皇子の即位に向けて、天武皇統の正統性を主張するために斎宮制度の整備を急いでいた元明朝の頃、天武天皇により創設された制度上の初代斎宮である大伯皇女に対して人々の関心が集まったことがある。

二つの物語の享受の場としては、大津皇子の死を記す『日本書紀』『懷風藻』を例にあげ、当時、大津皇子に対して同情的な人々がいたことが確認できることから、大津皇子に同情的な天智皇統乃至は天武皇統傍系の皇子女のサロンを想定する。

そして、〈歌語り〉の段階を経て、題詞を伴う記載資料へととなったものが『万葉集』巻二編纂のための原資料として利用されるに至る。「大伯皇女御作歌」のうち、D・Eは、非業の死を遂げた大津皇子の鎮魂のために巻二挽歌部に収録され、Aと分断されたことで「斎宮の悲恋物語」としての要素が希薄化する。残るAは、王権篡奪を語るB・Cと共に巻二相聞部に収録される。その際、Aの「二人行けど 行き過ぎ難き」の句が記紀のハヤブサワケ伝承を想起させることから、ハヤブサワケにメドリを奪われながら一旦はそれを許した「聖帝」仁徳天皇の姿を草壁皇子に重ねて享受させる効果を持つ。〈歌語り〉の段階では王権に対する誹謗・中傷と取られかねない危うい内容であった二つの物語は、編纂者のこうした作為によって変質し、公的な性格を持つ巻二に収録され「大津皇子謀反事件関係歌群」として享受されるようになったと考えられる。

審査要旨

本論文は、『万葉集』巻二所載の「大津皇子謀反事件関係歌群」の歌表現を詳細に分析し、各歌が口承文芸である〈歌語り〉であった段階と、それが記載資料となり『万葉集』巻二に採録された経緯・意図とについて考察するものである。

以下、(1)～(3)の順で本論文の審査要旨を記す。

- (1) 研究史の把握・分析について
- (2) 歌表現の考察について
- (3) 結論について

(1) 研究史の調査・分析について

本論文の最も大きな特徴は当該作品の歌表現を詳細に分析しているところにある。その際、当該作品の歌表現に関わる先行研究については辞書・注釈書・論文・研究書等にわたり、十分な調査が行われている。

ただし、歌表現以外の事柄に関しては調査の行き届いていない部分もある。作品の時代背景について考察するには考古学・歴史学・民俗学等、周辺領域に及ぶ先行研究の調査が必要であるが、上代文学以外の分野については浅薄なレベルに留まっている。また、『万葉集』の各巻の編纂を論ずる場合には、表記面での考察も要求されるが、最新の編纂論に対する理解が不十分であるため、本論文には生かし切れていない。

しかし、本論文の考察の中心は飽くまで歌表現にあるため、かかる未熟さは許容の範囲であり決定的な瑕疵ではない。

(2) 歌表現の考察について

本論文の中心を成すのは当該作品の歌表現の考察である。その中には新見も多く、先行研究の不備を補うものとなっている。

第一章における「遣る」(一〇五番歌)の考察では、従来、大津皇子を謀反へと送り出すにあたり、手放し難さを抑えて敢えて行かせる意が込められているとされてきたが、本論文では『万葉集』中の用例を分析し、その全てが愛し合う男女が離ればなれになることを詠むことから、当該歌が謀反事件とは無関係に詠まれた恋歌であることを指摘する。

第二章における「神風の」(一六三番歌)の考察では、『万葉集』の用例のうち、年代

判明歌が全て持統・元明朝の公的行事での作であることを指摘する。このことから、単なる枕詞として見過ごされて来たこの句が、天武皇統の正統性を訴える必要がある時に用いられる句であったとし、当該歌にこの句が用いられるところに表現主体の天武朝の斎宮としての自己認識を見出す。

第三章「二上山を 弟と我が見む」（一六五番歌）の考察では、先行研究で「山を形見として死者を偲ぶ」という挽歌の類型的発想に基づくものと見られて来たことに異を唱え、「山を死者の形見とする」とことと「山を死者そのものとして見る」とこととの違いを述べて、挽歌の類型からの逸脱を指摘する。

第三章「磯の上に」（一六六番歌）の考察では、二上山への移葬時に「磯」が詠まれる意味を問う。「磯」は水辺と強固に結びつく語であり、従来、山で詠まれるにはふさわしくないとされてきた。本論文では上代文献の「磯」の用例から、挽歌における「磯」が境界として詠まれる傾向にあることを述べ、「磯の上に」の句を山にいる実態を指すものではなく極めて文芸的な表現であるとする。

第五章「大船の 津守」（一〇九番歌）の考察では、「津守」という氏族名に「大船の」という枕詞が冠される意味を問う。そして氏族名に冠される枕詞は相手を嘲笑するのに効果的な表現として機能すること、「大船」が「官船」を想起させる語であることを用例から導き出さす。そしてこの枕詞が津守通に対して使用されることは、国家的な陰陽師に対する軽卑の念を示すことに繋がり、王権への反乱という物語性を明確にすると見る。

いずれも先行研究で看過されてきた事柄を取り上げ、丹念に調査・考察した結果、見出された新見であり、高く評価できる。

(3) 結論について

本論文の独自性は、従来一連のものとしてきた「大津皇子謀反事件関係歌群」の中に、大伯皇女をヒロインとする作品群と石川郎女をヒロインとする作品群とが併存することを指摘したところにある。この視点の新しさは大いに評価できる。

ただし、二つの作品群を〈歌語り〉に由来すると見るあたりには、先行研究である〈歌語り論〉に対する批判的検証が欠けており、今後課題を残している。また、〈歌語り〉の場として天智皇統乃至は天武皇統傍系の皇子女のサロンを想定するについても、曖昧さが残る。

しかしながら、かつて一世を風靡した観のある〈歌語り論〉の検証は上代文学研究における共通の課題であり、学界全体が追究すべき事柄である。従来、〈歌語り〉の場は元明天皇の後宮と見られてきたが、本論文では天智・天武の皇子女のサロンである可能性が提示されている。むしろ、本論文で示された新しい可能性を〈歌語り論〉検証の端緒として評価することもできよう。

以上により、学位申請者は博士（文学）の学位を得る資格があると認めるものである。

以上